

愛媛県報

第3678号外2

39, 3, 21

土曜日

目次

- 四国カルスト県立自然公園の指定 一
- 四国カルスト県立自然公園の公園計画の決定 一
- 篠山県立自然公園の指定 五
- 篠山県立自然公園の公園計画の決定 五

告示

○ 愛媛県告示第二百四十一号

愛媛県立自然公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）

第四条第一項の規定により次の区域を四国カルスト県立自然公園に指定する。

その区域を表示した図面は、愛媛県庁観光課、上浮穴郡久万町役場、美川村役場、柳谷村役場、小田町役場及び東宇和郡野村町役場に備えつけて供覧する。

昭和三十九年三月二十一日

愛媛県知事 久松 定武

上浮穴郡久万町、美川村、柳谷村、小田町の各一部及び東宇和郡野村町の一部

○ 愛媛県告示第二百四十二号

愛媛県立自然公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）

第六条第一項の規定により四国カルスト県立自然公園の公園計画を決定したので、同条第二項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

その計画を表示した図面は、愛媛県庁観光課、上浮穴郡久万町役場、美川村役場、柳谷村役場、小田町役場、及び東宇和郡野村町役場に備えつけて供覧する。

昭和三十九年三月二十一日

愛媛県知事 久松 定武

一 保護計画

特別地域

国有林松山経営計画区松山事業区

- 四三林班の内ニ、小班の全部
 - 四四〃
 - 四五〃
 - 四五〃
 - 四五〃
 - 四九〃
 - 五〇〃
 - 五〇〃
 - 五一〃
 - 五一〃
 - 五一〃
 - 五二〃
 - 五三〃
- い、ろ、ロ、小班の各全部
- ろ、〃の全部
- い、〃の一部
- へ、ろ、小班の各全部
- へ、〃の全部
- い、ホ、〃の各一部
- は、²小班の全部
- い、ろ、〃の各一部
- い、〃の一部
- い、ロ、〃の各全部

五四〇	い	小班の一部
五五〇	い、ろ _{1、3、5、6}	の小班の各一部
五八〇	い ₂ 、ろ、は _{3、4}	に、とち _{1、4} 、小
	班の各一部	
五八〇	ち _{2、3} 、り _{1、2、3}	、小班の各全部
五九〇	い _{1、2} 、ろ ₅	は、に ₂ 、の各一部
五九〇	と _{2、3}	、小班の各全部
六一〇	い、は、ほ	、小班各一部
六一〇	へ	の全部
六二〇	ろ	の全部
六四〇	い、は、に _{3、4}	、小班各一部
六五〇	い、ろ、ほ、ト _{1、2}	、の各全部
六五〇	に _{1、2}	の各全部
六八〇	い	の全部
六九〇	は	の全部
六九〇	い、ろ、ホ _{1、2}	の各一部
七〇〇	ろ、に	の各全部

二 利用計画

1 集団施設地区

番号	名称	位置	区域	面積	施設種類
1	大野ヶ原	東宇和郡野村町地内	東宇和郡野村町大字小 屋小松ヶ池地内	六ヘクタール	園地、宿舎、駐車場、野営場等

七〇〇	い、は	の各一部
七一〇	い	の全部
八〇〇	に	の全部
八〇〇	い、ろ	の全部
八二〇	ほ	の全部
八三〇	チ ₂	の全部
八三〇	〇	の一部
官行造林(美川村)		
一	林班の内、ろ、は、に、ホ	小班の各全部
二	い、ろ、は、ニ	
三	い、ろ、ハ、	
四	い、	
五	〇	
六	〇	
(柳谷村)		
四林班の内、ろ小班の各全部		

2 単 独 施 設

番号	施設箇所	施設の種類	位 置	備 考
16	女 鶴 平	園 地	上 浮 穴 郡 久 万 町 地 内	古 岩 屋 地 内
15	地 芳 峠	宿 舎	上 浮 穴 郡 柳 谷 村 大 字 西 谷 地 内	
14	姫 草	〃	東 宇 和 郡 野 村 町 大 字 小 屋 地 内	カ ル ス ト 地 区
13	源 氏 ガ 駄 馬	〃	〃	
12	兵 舎 跡	園 地	八 一 〃 八 二 〃	
11	獅 子 越 峠 東 方	野 営 場	六 四 〃 は 〃	
10	淵 首	宿 舎	五 八 〃 に 〃	
9	牛 ガ 淵	園 地	五 三 〃 い 〃	小 田 深 山 地 区
8	笠 取 山 東 側	野 営 場	〃 〃 〃 〃	
7	〃 南 側	園 地	〃 〃 〃 〃	
6	美 川 峰 東 側	野 営 場	〃 〃 〃 〃	
5	弘 形	宿 舎	〃 〃 〃 〃	
4	大 谷	ス キ ー 場	〃 〃 〃 〃	大 川 嶺 地 区
3	岩 屋	〃	〃 〃 〃 〃	
2	〃	園 地	〃 〃 〃 〃	
1	古 岩 屋	宿 舎	〃 〃 〃 〃	古 岩 屋 地 内

愛媛県報

第三六七八号外二

昭和三十九年三月二十一日

(第三種郵便物認可)

7	6	5	4
黒川探勝線	地芳峠線	猪野伏ヶ原線	大野ヶ原線
終点	起点	終点	起点
上浮穴郡柳谷村大字西谷公園界	上浮穴郡柳谷村大字西谷公園界	松山市事業区七丁目七班い小斑地内	東宇和郡野村町大字小屋地内
八釜甌穴	五段高原天狗高原	開拓地源氏ヶ原	ブナ保護林大野ヶ原
〃	〃	〃	〃

昭和61年6月13日

愛媛県報

第5936号

○愛媛県告示第728号

愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第6条第1項の規定に基づき、四国カルスト県立自然公園に関する公園計画の一部を変更したの
で、同条例第7条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり
公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、愛媛県庁及び関係町村役場に備え付けて供覧する。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

1 次の道路を削除する。

歩道

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地
4	榎小屋大野ヶ原線	起点—松山事業区69林班内 終点—東宇和郡野村町大字小屋地内	ブナ野ヶ原開拓地 保護林 源氏ヶ原 駒場
5	大野ヶ原猪伏線	起点—東宇和郡野村町大字小屋地内 終点—松山事業区77林班内	姫草 地 五段 天狗 高 原

2 次の道路を追加する。

歩道

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地
8	大野ヶ原線	起点—東宇和郡野村町 終点—四国自然歩道（道）合流点 東宇和郡野村町 四国自然歩道（道）合流点	源氏ヶ原 駒場
9	天狗高原猪伏線	起点—上浮穴郡柳谷村 終点—西谷自然歩道（道）合流点 上浮穴郡柳谷村 西谷自然歩道（道）合流点	天狗高原
10	四国自然歩道線	起点—上浮穴郡美川村 終点—日野浦・立自然公園境界 上浮穴郡美川村 日野浦・立自然公園境界 上浮穴郡美川村 日野浦・立自然公園境界 上浮穴郡美川村 日野浦・立自然公園境界	美川スキ一 場 小田深山溪 谷 ブナ野ヶ原 保護林 源氏ヶ原 駒場